

令和8年度版 消費者支援協定のご案内

川崎市では市民の皆さんが消費者トラブルに遭わないよう、「川崎市消費者の利益の擁護及び増進に関する条例」に基づき、5つの協定を市内外の事業者及び事業者団体と結んでいます。

住宅工事を
頼みたい

消費者トラブルの
未然防止等の配慮に努める
事業者・事業者団体の一覧です

水回り工事を
頼みたい

家電製品を
修理したい

洗濯用粉石けん
を購入したい

葬儀について
相談したい



川崎市消費者行政センター

消費者支援協定

消費者支援協定は、「川崎市消費者の利益の擁護及び増進に関する条例」第 20 条に基づき、消費者の保護や自立の支援等に特に配慮した事業者の振興を図るため、事業者又は事業者団体との間で締結するものです。現在は以下の 5 つの協定をそれぞれ締結しています。

こちらの冊子にて、協定店一覧をご案内しておりますので、ぜひご活用ください。

消費者支援協定は、品質等の保証や安価な商品・役務提供について定めたものではありません。契約の際は、必ず複数の事業者から見積りをとって比較検討を行い、契約書面を十分に確認の上、納得してから契約しましょう。

1 住宅工事の契約における消費者トラブルの防止・・・・・・・・・・ P2～

住宅に関する工事の契約の際に、明確な内容説明、見積書の提出など、利用者への配慮に努める事業者と締結しています。【87 社】



2 上下水道の水回り工事・・・・・・・・・・・・・・・・ P5

水回り工事の契約の際に、明確な内容説明、見積書の提出など、利用者への配慮に努める事業者団体と締結しています。【109 社】



3 家庭用電気製品の修理・・・・・・・・・・・・・・・・ P6～

主要メーカーの家電について、購入先に関係なく修理を行う事業者団体と締結しています。【44 社】



4 洗濯用粉石けんの安定供給・・・・・・・・・・・・・・・・ P8～

洗濯用粉石けんを常に店頭で販売をしている事業者と締結しています。【8 社 26 店】



5 葬儀における消費者トラブルの防止・・・・・・・・・・ P10

葬儀の施行の際に、利用者の相談に応じて適切なサポートを行う体制を整えた団体と締結しています。【4 団体】



6 契約におけるワンポイントアドバイス・・・・・・・・・・ P11

7 事業者及び事業者団体と締結している協定書の様式集・・・・・・・・ P12～

川崎市消費者の利益の擁護及び増進に関する条例（抜粋）

第 4 章 消費者支援協定 （消費者支援協定の締結等）

第 20 条 市は、消費者行政の推進に当たって、業界の自主的な努力による改善を促進するとともに、消費者の自立の支援及び物価の安定並びに良心的な経営に努める事業者の振興を図るため、事業者又は事業者団体との間に協定（以下「消費者支援協定」という。）を締結することができる。

2 消費者支援協定を締結した事業者及び事業者団体は、当該消費者支援協定を遵守しなければならない。

3 市は、消費者支援協定の締結の拡大を図らなければならない。

4 市長は、消費者支援協定を締結し、変更し、又は解除したときは、その内容を公表するものとする。

※消費者支援協定締結店には、ステッカーを配布しておりますので、目印にしてください。



1 住宅工事の契約における消費者トラブルの防止に関する協定店一覧

川崎市では、住宅工事の契約時における事業者と消費者間のトラブルを未然に防止するため、住宅工事事業者と消費者支援協定を締結しています。

この協定では、住宅工事の契約が消費者にとって明確かつ公正なものとなるよう、事業者が守るべきさまざまな規定を設けています。例えば、不適正な勧誘の禁止、工事着工前の適正な仕様書等の提出、工事着工後の変更工事に際しての消費者の事前了承などです。協定内容については、12 ページをご覧ください。

なお、実際の工事の依頼等については、各事業者へ直接お問合せください。

注意

- 1 工事を依頼するときは、複数の事業者から見積書を出してもらいましょう。
- 2 見積りを依頼するときは、見積料や出張料金などを確認してから依頼しましょう。
- 3 契約は、工事内容に十分納得してから交わしましょう。

令和 8 年 7 月 1 日現在(87 社・町名 50 音順)

川 崎 区 (16 社)				
No.	事 業 者	住 所	工 事 の 種 類	電 話
1	(株)小川組	榎町 3-4	建築一式工事	244-5661
2	(株)イマムラ	大島上町 1-13	建築一式工事・大工工事・左官工事・石工事・屋根工事・タイル、れんが、ブロック工事・板金工事・塗装工事・防水工事・内装仕上工事	344-0625
3	日栄塗装工業(株)	小田 2-7-17	塗装工事・防水工事	434-0214
4	屋根工事タブチ	小田 2-12-20	屋根工事	355-1805
5	(有)菅野工務店	小田 3-13-18	建築一式工事	333-8572
6	建翔三嶋(株)	川中島 2-10-15	建築一式工事・大工工事・左官工事・石工事・屋根工事・タイル、れんが、ブロック工事・板金工事・ガラス工事・塗装工事・防水工事・内装仕上工事	288-0751
7	角田左官	観音 1-16-17	左官工事	277-5498
8	野州工業(株)	桜本 1-12-1	建築一式工事・解体工事	266-7000
9	大川原建設(株)	田島町 13-20	建築一式工事	322-5793
10	(株)タカモト	台町 22-5	塗装工事・防水工事・内装仕上工事・その他(とび、土工工事)	277-8565
11	(株)山根工務店	本町 2-7-1	建築一式工事・内装仕上工事・解体工事・その他(鋼構造物工事・とび、土工工事)	244-4811
12	(株)ヤマネ総合サービス	本町 2-7-1	建築一式工事・大工工事・左官工事・石工事・屋根工事・タイル、れんが、ブロック工事・板金工事・ガラス工事・塗装工事・防水工事・内装仕上工事・解体工事・その他(鋼構造物工事・建具工事・鉄筋工事・とび、土工工事・熱絶縁工事)	221-5077
13	鳥本塗工(株)	宮本町 3-11	塗装工事・防水工事	244-0285
14	トヨオカ電気(株)	渡田 1-19-2	電気工事・その他(電気通信工事)	344-2341
15	(株)山口塗装	渡田新町 3-7-10	塗装工事・防水工事	344-1359
16	吉田建設(有)	渡田向町 23-10	建築一式工事・大工工事	233-7567

幸 区 (16 社)				
No.	事 業 者	住 所	工 事 の 種 類	電 話
1	(株)神奈川商会	大宮町 24	塗装工事・防水工事	544-7877
2	(株)工藤工務店	小倉 1-5-4	建築一式工事	588-1582
3	(株)ハヤカワ	小倉 3-3-5	建築一式工事・大工工事・屋根工事・タイル、れんが、ブロック工事・内装仕上工事	588-5531
4	(株)村松工務店	小倉 4-10-25	建築一式工事	599-3611
5	(有)スズキ塗装	下平間 20-11	塗装工事・防水工事	511-0769
6	(有)菅沼塗装店	塚越 1-60-11	塗装工事・防水工事	511-4731
7	(株)創藍社	戸手本町 2-393-1 ウインベル川崎 113	内装仕上工事	544-8982
8	千葉建設(株)	東小倉 21-37	建築一式工事・内装仕上工事	544-8852
9	伊藤工務店	古市場 2-104-5	建築一式工事	280-7104
10	(有)熊坂塗装	古市場 2-113-2	塗装工事・防水工事	544-7611
11	(株)衣鳩工務店	南加瀬 2-18-19	建築一式工事・大工工事・屋根工事・タイル、れんが、ブロック工事・塗装工事・内装仕上工事・その他(鋼構造物工事)	599-2232
12	沼田工業(株)	南加瀬 3-4-9	建築一式工事・左官工事	599-1561
13	(株)ミヤタ工務店	南加瀬 3-13-6	建築一式工事・内装仕上工事	599-0330
14	(株)図工社	南幸町 2-10-4	建築一式工事	544-1431
15	松村塗装工業(株)	南幸町 2-64	塗装工事・防水工事	511-3371
16	関東サッシサービス(株)	南幸町 3-81-1	建築一式工事・ガラス工事・内装仕上工事	511-1134

中 原 区 (17 社)				
No.	事 業 者	住 所	工 事 の 種 類	電 話
1	高山マテリアル(株)	井田中ノ町 28-2	建築一式工事・ガラス工事・内装仕上工事	788-5156
2	東横化学(株)	市ノ坪 370	電気工事・管工事	435-5870
3	(有)小宮建具店	市ノ坪 507-6	建築一式工事	411-1755
4	(有)遠藤工務店	市ノ坪 581	建築一式工事・大工工事・屋根工事・タイル、れんが、ブロック工事・塗装工事	411-8931
5	(株)イスズ	今井南町 2-45	建築一式工事・電気工事	814-3500
6	ジェクト(株)	上小田中 6-20-2	建築一式工事・解体工事	755-2525
7	(株)丸山工業所	上平間 1402-211	建築一式工事・左官工事・タイル、れんが、ブロック工事・その他(外構工事)	556-3865
8	島田工業(株)	上丸子山王町 1-878	塗装工事・防水工事	434-2686
9	藤光建設(株)	上丸子山王町 2-1326	建築一式工事・内装仕上工事・その他(とび、土工工事・舗装工事)	422-2020
10	(株)Next	木月 2-11-38	建築一式工事・大工工事・左官工事・石工事・屋根工事・タイル、れんが、ブロック工事・板金工事・ガラス工事・塗装工事・防水工事・内装仕上工事・その他(鋼構造物工事・建具工事・鉄筋工事・とび、土工工事・熱絶縁工事)	789-8234
11	(株)森工務店	木月 4-9-23	建築一式工事・大工工事・左官工事・屋根工事・電気工事・管工事・タイル、れんが、ブロック工事・板金工事・ガラス工事・塗装工事・防水工事・内装仕上工事・造園工事・解体工事	433-3875
12	(有)山佐塗装店	小杉町 1-525	塗装工事・防水工事・内装仕上工事	722-0404
13	ヨコタ(株)	下小田中 5-3-8	塗装工事・防水工事	766-5644
14	(株)アール・エヌ・ゴトー	新城中町 16-10	建築一式工事・左官工事・タイル、れんが、ブロック工事・塗装工事・防水工事・内装仕上工事	777-5158
15	吉田工務店	等々力 16-7	建築一式工事	711-2239
16	(株)井上工務店	宮内 2-8-1	建築一式工事・内装仕上工事	755-5577
17	(株)ワイズ	宮内 4-31-8 フェリオ武蔵小杉 102	建築一式工事・大工工事・左官工事・石工事・屋根工事・電気工事・管工事・タイル、れんが、ブロック工事・板金工事・ガラス工事・塗装工事・防水工事・内装仕上工事・解体工事	982-9821

高 津 区 (12 社)				
No.	事 業 者	住 所	工 事 の 種 類	電 話
1	(有)エイワン企画	梶ヶ谷 2-5-37	建築一式工事・その他(建築設計監理)	855-5111
2	(株)小林植木	子母口 244-5	造園工事	754-9875
3	(株)テクノアート・イシヤマ	子母口 352-3	建築一式工事・塗装工事・防水工事	755-7190
4	(株)飯島工務店	下作延 2-28-1	建築一式工事	865-1373
5	(株)光正工務店	下作延 7-3-1	建築一式工事・その他(とび、土工工事・コンクリート工事)	812-1777
6	(株)宮田富工務店	新作 5-4-21	建築一式工事	866-9868
7	(株)八木工務店	久末 2065-3	建築一式工事・塗装工事・防水工事・内装仕上工事	755-7172
8	(株)大亀工務店	二子 2-17-5	建築一式工事	822-6090
9	(株)三共リホーム	二子 5-5-19	その他(害虫、害獣駆除)	822-1915
10	(株)ティーアイエス	溝口 2-21-15	建築一式工事・内装仕上工事	822-0391
11	(株)今井工務店	溝口 3-25-5	建築一式工事	833-3612
12	(株)ミツサワ住設	向ヶ丘 166-4	建築一式工事・管工事	888-1315

宮 前 区 (10 社)				
No.	事 業 者	住 所	工 事 の 種 類	電 話
1	野村造園(有)	犬蔵 1-5-1	造園工事	977-9305
2	(株)福よし	犬蔵 1-6-40	塗装工事・防水工事・内装仕上工事	975-0221
3	ミヤビ工業	神木本町 3-6-37	建築一式工事・大工工事・屋根工事・管工事・タイル、れんが、ブロック工事	872-0410
4	多摩トーヨー住器(株)	菅生 2-8-8	その他(建具工事)	976-1381
5	高橋工務店	菅生 2-21-12	建築一式工事・その他(住まいにかかわるすべての工事)	977-2348
6	(株)クイックベンリー	西野川 3-13-39	建築一式工事・大工工事・左官工事・屋根工事・電気工事・管工事・タイル、れんが、ブロック工事・板金工事・ガラス工事・塗装工事・防水工事・内装仕上工事	754-7882
7	露木建設(株)	野川台 1-22-3	建築一式工事	0120-665-603
8	平間工業(有)	野川本町 3-21-29	建築一式工事・左官工事・内装仕上工事	741-4380
9	吉田建工(株)	南野川 1-37-20	建築一式工事・大工工事	788-4615
10	(株)池田塗装	南野川 2-35-3	塗装工事・防水工事	750-1056

多 摩 区 (9 社)				
No.	事 業 者	住 所	工 事 の 種 類	電 話
1	(有)ティーエム設備工業	生田 8-6-5	電気工事・塗装工事・内装仕上工事・その他(リフォーム・オール電化・給湯器交換)	0120-451-910
2	(有)元木建築興業	宿河原 1-4-6	建築一式工事・大工工事	911-4920
3	佐藤硝子店	宿河原 2-19-32	ガラス工事・その他(サッシ・エクステリア・建具工事)	922-3138
4	(株)島崎工務店	中野島 3-10-53	建築一式工事	982-2111
5	(有)白石工務店	登戸 1065-1	建築一式工事・大工工事	934-6075
6	(有)濃沼工務店	布田 5-38	建築一式工事・大工工事	944-2626
7	東生建設(株)	枅形 3-2-21	建築一式工事・大工工事・左官工事・石工事・屋根工事・タイル、れんが、ブロック工事・板金工事・ガラス工事・塗装工事・防水工事・内装仕上工事・解体工事・その他(とび、土工工事・コンクリート工事)	911-2023
8	(株)荒木ハウス	三田 1-12-1	建築一式工事・内装仕上工事	934-1117
9	(有)マカナエ電気	南生田 5-1-2 グランドールⅡ 101	電気工事・その他(空調・宅内配線・蓄電池工事他)	977-7621

麻 生 区 (5 社)				
No.	事 業 者	住 所	工 事 の 種 類	電 話
1	(株)北島工務店	上麻生 3-20-6	建築一式工事	954-1111
2	阿部塗装	下麻生 2-8-26	塗装工事・防水工事	988-9650
3	(有)建塗工業	千代ヶ丘 4-15-3	塗装工事・防水工事	954-1423
4	(株)河野建築デザイン	千代ヶ丘 6-8-48	建築一式工事・その他(土工工事・コンクリート工事)	953-6002
5	(有)高木工務店	東百合丘 1-27-1	建築一式工事	951-1222

市 外 (2 社)				
No.	事 業 者	住 所	工 事 の 種 類	電 話
1	星建設(株)	狛江市駒井町 3-32-1	建築一式工事	03-3489-9625
2	(株)タックル	横浜市都筑区 川和町 369-A 区画	内装仕上工事	045-508-9963

2 上下水道の水回り工事に関する消費者支援協定店一覧

川崎市と川崎市管工事業協同組合は、上下水道の水回り工事における事業者と消費者間のトラブルを未然に防止するため、消費者支援協定を締結しています。

この協定は、上下水道の水回り工事の契約時において、事業者から消費者に対する工事内容の説明や工事代金の見積書の提出などについて定めています。協定内容については、13 ページをご覧ください。

なお、実際の工事の依頼等は、各事業者へ直接お問合せください。ただし、事業者の繁忙等の都合により、見積依頼を受けられない場合もございます。

注意

- 1 工事を依頼するときは、複数の事業者から見積書を出してもらいましょう。
- 2 見積りを依頼するときは、見積料や出張料金などを確認してから依頼しましょう。
- 3 契約は、工事内容に十分納得してから交わしましょう。

令和 8 年 7 月 1 日現在

No.	団 体 名	住 所	電 話	HPアドレス
1	川崎市管工事業協同組合	川崎区宮本町 5-5 【出張所】中原区宮内 2-7-6	0120-320-419	http://www.kawakan.org/

3 家庭用電気製品の修理に関する消費者支援協定店一覧

川崎市では、主要メーカー10社（下記参照）の家庭用電気製品について、購入先に関係なく修理に応じることを内容とした協定を川崎電機商業組合と結んでいます。協定内容については、14ページをご覧ください。

なお、修理、取扱いのメーカーについては、各事業者へ直接お問合せください。その際、修理内容、修理費、出張費（製品によっては修理できない場合があります。）をよく確認するようお願いいたします。

主要メーカー10社

三洋、シャープ、富士通、ソニー、東芝、NEC、JVCケンウッド、日立、パナソニック、三菱

令和8年7月1日現在(44社・町名50音順)

川 崎 区 (7社)			
No.	事 業 者	住 所	電 話
1	(株)青木電機商会	追分町 6-5	322-4615
2	(有)深田商店	小田 6-5-6	322-3107
3	(有)ジャストイシバシ	貝塚 1-1-15	222-4333
4	(有)タマ無線電気商会	鋼管通 1-18-8	322-7675
5	(有)木村電気商会	大師駅前 1-8-5	288-5860
6	(有)桜電気販売 中島店	中島 2-8-7	222-6277
7	(有)スナミ電機商会	東門前 1-17-2	288-0354

幸 区 (7社)			
No.	事 業 者	住 所	電 話
1	エレポートハタケヤマ	小倉 3-29-30	599-3563
2	おぐらでんき	小倉 5-5-58	599-3951
3	朝日電気 河原町店	河原町 1-14-130	555-5771
4	スガ電機商会	北加瀬 2-17-27	588-0291
5	(有)あおぬまでんき	戸手本町 2-228	544-7376
6	羽田電気商会	古市場 1-29	522-7551
7	プラザ塚原	古市場 2-102-4	555-6225

中 原 区 (11社)			
No.	事 業 者	住 所	電 話
1	(有)井田無線	井田中ノ町 25-18	766-5931
2	専電館はくおう	市ノ坪 22-1	722-6523
3	朝日電気商会 中原店	市ノ坪 675	411-7085
4	橋本電機商会	上丸子山王町 2-1367	433-1568
5	大塚電化サービス	木月 2-4-19	411-5252
6	(有)川崎家電	木月 3-17-17	433-3117
7	(株)関口ホーム電化	小杉御殿町 2-103	711-3363
8	(有)日本リサイクルパビリオン	下新城 2-5-2	752-0175
9	かしまだ電化	田尻町 10-1	511-7229
10	専電館ビッグプラグ	田尻町 58	544-1551
11	持田電気商会	中丸子 579	411-5733

高 津 区 (3 社)			
No.	事 業 者	住 所	電 話
1	(有)大塚電機	梶ヶ谷 6-13-6	888-5416
2	(有)宮内無線	二子 1-2-6	822-9251
3	東京電化サービス	溝口 2-10-20	822-8817

宮 前 区 (4 社)			
No.	事 業 者	住 所	電 話
1	(有)のま電化	有馬 5-23-18	855-4516
2	(株)宮前関口電機	小台 2-6-2	855-1218
3	(有)朝日電気商会	鷺沼 4-2-3	855-3350
4	(有)ミヤザキ電気	平 1-1-16	866-7839

多 摩 区 (3 社)			
No.	事 業 者	住 所	電 話
1	朝日電気商会 中野島店	生田 1-11-5	945-0799
2	関東テレビサービス	宿河原 7-15-20	811-7251
3	(有)マカナエ電気	南生田 5-1-2	977-7621

麻 生 区 (2 社)			
No.	事 業 者	住 所	電 話
1	石野電気 柿生店	下麻生 2-39-1	988-2687
2	吉沢電機(株)	百合丘 1-1	966-3376

市 外 (7 社)			
No.	事 業 者	住 所	電 話
1	(株) なとり電化ブラザ	横浜市青葉区美しが丘 4-1-22	045-901-6771
2	(株)青葉電気商会	横浜市青葉区松風台 35-16	045-530-0844
3	ヤギハシデンキ	横浜市港北区新吉田東 7-9-3	045-541-3333
4	(有)カワムラ電気	横浜市港北区日吉本町 4-27-45	045-564-1221
5	ポシェットおーくら	横浜市港北区大豆戸町 915-3 藤和大倉山コープV-104	045-542-3630
6	勝田電化センター (エレポートチェーン勝田店)	横浜市都筑区勝田町 266-15	045-591-2443
7	(有)シンコウ電化	横浜市鶴見区潮田町 3-137-1	045-502-7176

4 洗濯用粉石けんの安定供給に関する消費者支援協定店一覧

川崎市では、消費者が洗濯用粉石けん(牛脂・豚脂・ヤシ油・米ヌカ油・パーム油など天然の材料を使った環境にやさしい石けん)を選択、購入する機会の確保を図るため、スーパーマーケット等と協定を結んでいます。掲載している協定店で、洗濯用粉石けんを購入することができます。協定内容については、16 ページをご覧ください。

令和 8 年 7 月 1 日現在(26 店・町名 50 音順)

川 崎 区 (1 店)			
No.	店 舗 名	住 所	電 話
1	イトーヨーカドー 川崎店	小田栄 2-2-1	366-4111

幸 区 (4 店)			
No.	店 舗 名	住 所	電 話
1	三和 川崎遠藤店	遠藤町 55-2	533-3017
2	三和 ラゾーナ川崎店	堀川町 72-1	533-5491
3	サミット 南加瀬店	南加瀬 3-40-3	580-1131
4	サミット 尻手駅前店	南幸町 3-114-1	520-0165

中 原 区 (5 店)			
No.	店 舗 名	住 所	電 話
1	生活協同組合ユーコープ 井田三舞店	井田三舞町 10-1	798-8826
2	イトーヨーカドー 武蔵小杉駅前店	小杉町 3-420	722-1011
3	FUJI デリ武蔵小杉店	新丸子東 3-1111-1	382-0111
4	イトーヨーカドー グランツリー武蔵小杉店	新丸子東 3-1135-1	422-3111
5	東急ストア 新丸子店	新丸子東 989-2	411-0109

高 津 区 (5 店)			
No.	店 舗 名	住 所	電 話
1	トップ 久地店	久地 4-24-5	813-1811
2	ライフ 子母口店	子母口字旭田 284	798-0575
3	東急ストア 梶ヶ谷店	末長 1-48-5	877-0109
4	東急ストア 溝の口店	溝口 2-1-1	822-0109
5	ライフ 溝口店	溝口 5-24-8	822-0420

宮 前 区 (2店)			
No.	店 舗 名	住 所	電 話
1	FUJI 南平台店	南平台 3-10	978-5811
2	FUJI 上野川店	西野川 1-33-44	798-2111

多 摩 区 (4店)			
No.	店 舗 名	住 所	電 話
1	FUJI 稲田堤店	菅 3-12-36	944-6711
2	生活協同組合ユーコープ 菅店	菅 5-13-3	944-5785
3	生活協同組合ユーコープ 寺尾台店	寺尾台 1-16	954-1411
4	サミット 中野島店	中野島 6-29-8	946-0411

麻 生 区 (4店)			
No.	店 舗 名	住 所	電 話
1	イトーヨーカドー 新百合ヶ丘店	上麻生 1-4-1	952-5111
2	FUJI 五月台店	五力田 2-4-2	986-3311
3	生活協同組合ユーコープ 千代ヶ丘店 ※店舗内にはないが注文可能	千代ヶ丘 1-20-93	966-9533
4	三和 百合ヶ丘店	百合丘 2-3-1	954-1071

市 外 (1社)			
No.	店 舗 名	住 所	電 話
1	サミット 新川崎店	横浜市鶴見区江ヶ崎町 15-30	045-680-3310

5 葬儀における消費者トラブルの防止に関する協定団体一覧

川崎市では、葬儀の契約時における事業者と消費者間のトラブルを未然に防止するため、葬儀事業者団体と消費者支援協定を締結しています。

この協定では、葬儀の契約が消費者にとって明確かつ公正なものとなるよう、事業者が守るべきさまざまな規定を設けています。例えば、不適正な勧誘の禁止、適正な仕様書等の提出、葬儀施行後の変更の際に際しての消費者の事前了承などです。協定内容については、17 ページをご覧ください。

また、葬儀に関する相談や依頼等は事業者団体へ直接お問合せください。

注意

葬儀を依頼するときは、複数の事業者からの見積もりを取り、十分納得してから契約を交わしましょう。

令和 8 年 7 月 1 日現在(4 団体)

No.	団 体 名	住 所	電 話	HPアドレス
1	特定非営利活動法人 お葬式情報案内センター	多摩区西生田 2-14-3	0120-652-612	http://www.osoushikiannai.com
2	特定非営利活動法人マイエリア あさがお葬儀社紹介センター	渋谷区神宮前 6-23-4 桑野ビル 2 階 中原区木月 1-32-3 内 田マンション 2 階 (川崎連絡所)	0120-874-867	https://kawasaki-sogi.org
3	川崎葬祭具協同組合	中原区小杉町 3-26	0120-465-003	https://www.kawasoukyo.com
4	セレモニーサポート・オンリーワン 協同組合	横浜市鶴見区岸谷 1-27-17	0120-716-834	https://cso-rainbow.com

上記事業団体の活動

【相談窓口の設置】

葬儀に関する相談窓口を設置し、お葬式の相談や見積もり、葬儀業者とのトラブルなど、葬儀前、葬儀後のご相談を無料で受付けています。

【指導】

上記団体に加盟している事業者に対し、以下のことを指導しています。

- ・ 葬儀の契約をするにあたり、不適正な勧誘を行わない。
- ・ 見積書や契約書を葬儀開催前に消費者へ必ず提示する。
- ・ 葬儀を最後まで責任を持って行う。
- ・ 葬儀は途中変更のないように計画する。
- ・ 葬儀請負契約は書面で行う。
- ・ 葬儀が終わった後、葬儀内容を確認した旨の書面に消費者の記名押印をもらう。

【検査】

加盟事業者が葬儀を行った際、消費者へのアンケート調査などを行い、サービスについて問題点がないかどうかの確認をしています。

6 契約におけるワンポイントアドバイス

契約においては、思いがけないトラブルが発生することがあります。以下ではリフォーム工事を例に、よくある相談事例を掲載していますので、契約の際の参考にしてください。

相談事例「自宅のリフォーム工事をしたが、内容や金額に納得がいけない」



水回りのリフォームを知人から紹介された工事業者に依頼した。
口頭でおおまかな希望だけ伝え、契約書を交わさないまま工事に入った。
終了後、60万円の請求書が送付され、高額で驚いた。
工事の内容も自分が希望したものとはイメージが違うため、請求どおりに支払うのは納得がいけない。

自分から頼んだ工事だけど、完成してみたらイメージも違うし、高額。
でも、口約束のみだから記録が残っていないし…。こんなトラブルに遭わないためには、どんなことに気をつけられればいいかな。



アドバイス



リフォームの工事契約は「請負契約」と呼ばれ、双方に次のような義務が発生します。

工事業者…契約したとおりの仕事を完成させて依頼主に引き渡す義務
依頼主…仕事の完成と同時にその費用を払う義務

◆「価格が高い」「減額してほしい」

基本的にリフォーム工事には「定価」がなく、工事価格は業者によって違います。また同じ工事であっても、工事面積や工事期間、リフォームの内容、使用する建材や設備などによって価格は変化します。そのため、原則は契約した金額に双方が拘束されることになります。

工事費用に納得がいけない場合には、請求価格の内訳明細を求め、内容をひとつずつ検討し、話し合いをして、解決の道を探していくしかありません。

◆「イメージが違う」「こんな工事だと思わなかった」「できればが悪い」

契約内容と工事内容が明らかに違う場合には、契約通りに仕上げるよう、業者に要求することが出来ます。しかし、口約束のみで依頼し、契約した内容が記録に残っていない場合などは、言った言わないの水掛け論になり、解決が難しくなるため、事前に書面で内容を確認することが重要です。

工事内容が不満である場合の解決策も基本は話し合いですが、どうしても歩み寄れないときには、建築士など第三者の専門家の意見や調査を求める方法もあります。

◆クーリング・オフの適用が可能かどうか

突然の訪問販売で契約した場合は、契約書面受領日から8日間は、クーリング・オフが出来ますが、事例のように自ら電話やインターネットで工事業者に申し込んだ場合は、特定商取引法の訪問販売の対象外となり、クーリング・オフができません。

ただし、請負契約においては、工事が完成するまでは、事業者が負担した損害金を支払えば、いつでも中途解約できることとなっています。

消費者トラブルに遭わないためには、あらかじめ複数の業者から相見積りを取り、工事内容や価格を比較検討して業者選定をすることをお勧めします。また、わからないことは何でも質問し、よく話し合い、その業者が手がけた事例を見せてもらったり、近所の評判を聞くことも重要です。



住宅工事の契約における消費者トラブルの防止に関する協定書

川崎市（以下「甲」という。）とく 事業者名 >（以下「乙」という。）は、川崎市消費者の利益の擁護及び増進に関する条例（昭和49年川崎市条例第53号。以下「条例」という。）第20条第1項の規定に基づき、乙が行う住宅工事（以下「工事」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が乙に対し、消費者にとって明確かつ公正な契約の締結等に努めさせることなどにより、乙が消費者と工事の契約をする場合のトラブル（以下「消費者トラブル」という。）の防止を図ることを目的とする。

（乙の役割）

第2条 乙は、消費者契約法、建設業法、条例及びその他関係法令を遵守し、工事の契約を締結するにあたり不適正な勧誘等を行ってはならない。

2 乙は、消費者から工事又は工事の見積りの依頼を受けた場合、見積料、出張費等が必要なときは、あらかじめその金額について消費者に説明しなければならない。

3 乙は、消費者から工事を受注した場合には、次の各号に定めることを遵守しなければならない。

（1）仕様書、工程表及び工事代金の内訳が記載された見積書（以下「仕様書等」という。）を工事着工前に消費者に提出し、その了承を得ておくこと。ただし、緊急性を要する工事並びに極めて軽易な修繕及び補修工事の場合は、工事着工前に概算金額について消費者に説明することにより、仕様書等の提出に代えることができる。

（2）住宅性能表示制度、住宅性能保証制度等の制度の利用が可能な工事については、制度の概要を消費者に説明し、消費者が制度の利用を希望した場合はその制度を利用すること。

（3）工事計画は、工事着工後に変更が生じないように、計画を立てること。なお、やむを得ない理由により工事計画を変更するときは、変更工事を着工する前に変更後の仕様書等を消費者に提出し、その了承を得ておくこと。

（4）工事請負契約は、書面により締結すること。なお、緊急性を要する工事並びに極めて軽易な修繕及び補修を除く工事については、工事請負契約書に仕様書等及び契約約款を添付すること。また、契約約款には契約不適合責任、紛争の解決及び遅延損害金の定めを明記すること。

（5）工事完了時には工事内容を消費者とともに現場で確認した上で、工事の完了を確認する書面に消費者の署名押印を受けること。

（甲の役割）

第3条 甲は、消費者トラブルの防止に関して、甲が新たに規制や基準を設けたとき、又は新しい情報を入手したときは、乙に対し速やかにその情報を提供するものとする。

2 甲は、各種広報媒体を活用し、この協定を市民に周知する。

（事情調査）

第4条 甲は、乙に第2条の規定に反する行為があったとき、又はその疑いのあるときは、乙に対して事情調査を行うことができる。

2 甲は、前項の規定により乙に対して事情調査を行った結果、乙に第2条の規定に反する行為があったと認められるときは、事業の改善を指導するものとする。

3 乙は、甲から事業改善の指導を受けた場合には、甲に事業改善計画書を提出しなければならない。

（協定の解除）

第5条 甲は、次の場合において、この協定を一方的に解除することができる。

（1）乙が前条第1項の事情調査に応じない場合

（2）前条第1項の調査の結果、乙の行為が悪質であると判断される場合

（3）前条第3項の事業改善計画書が提出されない場合、又はその内容が不十分である場合

（4）前条第3項の事業改善計画書の提出後においても改善が認められない場合

（5）乙が法律及び条例等の違反により行政処分を受けた場合、又は乙の代表者などが拘禁刑以上の刑に処せられた場合

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項、協定内容の変更に関する事項、その他必要な事項については、その都度甲乙協議の上、決定する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し当事者記名押印のうえ、各1通を保有する。

消費者保護協定書

川崎市（以下「甲」という。）と川崎市管工事業協同組合（以下「乙」という。）は、川崎市消費者の利益の擁護及び増進に関する条例（昭和49年川崎市条例第53号。以下「条例」という。）第20条第1項の規定に基づき、乙の組合員（以下「組合員」という。）が行う上下水道の水回り工事（以下「工事」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が消費者を保護するため、乙が組合員に自主的な努力による事業改善を促進させることにより、良心的な工事を請け負わせることを目的とする。

（乙の役割）

第2条 乙は、組合員に対して、消費者契約法、条例、その他関係法令を遵守させ、強引な勧誘等により、消費者が施工業者を選択する自由を妨げないよう指導する。

2 乙は、組合員に対して、消費者から工事又は工事の見積の依頼を受けた場合、見積料、出張費が必要なときはあらかじめその概算金額を消費者に説明するよう指導する。

3 乙は、組合員に対して、消費者から工事を受注した場合の対応について、次のとおり指導する。

（1）仕様書、工程表及び工事代金の内訳が記載された見積書を工事着工前に消費者に提出し、その了承を得ておくこと。ただし、緊急性を要する工事の場合は、工事着工前に概算金額を消費者に説明することにより、仕様書等の提出に代えることができる。

（2）工事計画は、工事着工後に変更が生じないように、計画を立てること。なお、やむを得ない理由により行う追加工事及び変更工事に関しては、工事着工前に追加ないし変更後の見積書を消費者に提出し、その了承を得ておくこと。

（3）第1号ただし書の場合には、工事代金の内訳が記載された請求書を消費者に提出すること。

（4）工事完了時には工事内容を消費者とともに現場で確認した上で、工事の完了を確認する書面に消費者の署名捺印を受けること。

4 乙は組合員に対して行った第1項から前項までの指導内容について、指導終了後、速やかに実施報告書を甲に提出する。なお、提出回数は年1回以上とする。

（甲の役割）

第3条 甲は、各種広報媒体を活用し、この協定を市民に周知する。

（事情調査）

第4条 甲は、第2条第1項から第3項までの指導に従わなかった疑いのある組合員に対して事情調査をすることができる。

2 乙は、前項の場合において、甲が乙の調査協力が必要と認めた場合、事情調査に協力する。

3 甲及び乙は、第1項又は前項の事情調査の結果に基づき、その組合員に対する対応を協議の上、決定する。

（協議）

第5条 この協定に定めのない事項、協定内容の変更に関する事項、その他必要な事項については、その都度甲乙協議の上、決定する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し当事者記名押印の上、各1通を保有する。

消費者保護協定書

川崎市（以下「甲」という。）と川崎電気商業組合北支部、中支部及び南支部（以下「乙」という。）は、川崎市消費者の利益の擁護及び増進に関する条例（昭和49年川崎市条例第53号以下「条例」という。）第20条第1項の規定に基づき、乙の組合員が行う家庭用電気製品等の修理について、次のとおり協定を締結する。

（協定期間）

第1条 この協定の期間は、 年 月 日からとし、甲乙協議の上、特別の定めをする場合を除きその効力を持続するものとする。

（修理）

第2条 乙は、乙の組合員の経営する川崎市内の店舗において、消費者から別表の左欄に掲げる製造者が製造する同表右欄に掲げる家庭用電気製品等について修理の依頼があった場合は、乙の組合員をしてその依頼を受けるよう指導するものとする。

（調査の協力）

第3条 乙は、甲から消費者保護のため条例第22条第2項に規定する消費者保護調査員に修理の実施状況に関する調査をさせたい旨の求めがあったときは、乙の組合員をして営業に支障のない範囲で調査に協力させるものとする。

（協議）

第4条 この協定の変更又はこの協定の定めのない事項については、甲及び乙が協議のうえ決定するものとする。

この協定を証するため、本書4通を作成し甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

消費者保護協定別表

製造者名	家庭用電気製品等
三洋電機株式会社 シャープ株式会社 株式会社富士通ゼネラル ソニー株式会社 株式会社東芝 日本電気株式会社 日本ビクター株式会社 株式会社日立製作所 松下電器産業株式会社 三菱電機株式会社	(映像・音響関係機器) カラーテレビ、白黒テレビ、ホームビデオ、ビデオカメラ、ビデオディスクプレーヤー、レコードプレーヤー、テープレコーダー、オーディオ関連、ラジオ、マイコン、音声多重受信関連機器、SHF衛星放送受信システム関連機器、カラオケ演奏器、無線機器（トランシーバー・パーソナル無線等全て）、コンパクトディスクプレーヤー、パーソナルコンピューター関連機器、ワードプロセッサ関連機器、キャプテンシステム関連機器、コンパクトディスクラジオカセット (調理機器) 電気炊飯器、電子ジャー、電気ポット、電気ジャーポット、トースター、オーブントースター、電気コンロ、電気なべ、電気ロースター、ジュース、ジュースミキサー、電気ホットプレート、電子レンジ、オープンレンジ、スチームオープンレンジ、電気オーブン、電気もちつき器、電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気冷凍冷蔵庫、電気コーヒー沸器、電気コーヒーひき器、電磁調理器、電気ハンドミキサー、電気氷削器、電気かん切器、電気包丁とぎ器、電気食器ケース、電気湯沸器、浄水器、ガスレンジ、ガスコンロ、ガスオーブン、ガス炊飯器、ガス瞬間湯沸器、電気ウオーマー、電子ジャー炊飯器、グリルパン、電気フライヤー、電気天ぷら鍋、保温バスケット、電気圧力鍋、電気圧力釜 (家事用品機器) 電気洗濯機、電気衣類乾燥機、電気掃除機、換気扇、ふとん乾燥機、電気アイロン、ズボンプレスナー、ガス風呂釜、ボイラー、太陽熱温水器、電気温水器（大型・小型・深夜電力型等全て） (美容・健康医療機器) 加湿器、除湿機、補聴器、スチーム吸入器、電気マッサージ器、家庭用低周波治療器、家庭用光源治療器、衛生洗浄器、口腔洗浄器、空気清浄器、浴槽用電気泡沫発生器、洗顔器、美容スチーマー、電気ひげ剃器、ヘアードライヤー、ホットカーラー、電子血圧計、電池式歯ブラシ、電子式冷却枕、暖房便座 (学習機器) 電気鉛筆削り、電気スタンド、電子卓上計算機、電子卓上翻訳機、電気字消し、電気黒板ふき器、電気黒板ふきクリーナー (家庭用機器) ベル、ブザー、チャイム、インターホーン、タイムスイッチ、電気電池時計、照明器具全般 (園芸関係機器) 噴霧器、生垣刈り込み器、園芸バリカン、芝刈り器、噴水器、散水器 (大工道具) 電気ドリル、電気ドリル・ドライバー、電気のこ、電気かんな、電気ジグソー (季節用品機器) エアコン、ウインドファン、扇風機、電気毛布、電気散布、電気こたつ、電気ストーブ、足温器、電気あんか、電気座いす、電気座ぶとん、電気カーペット、パネルヒーター、フロアヒーター、電気温風暖房器、石油ストーブ、石油温風暖房器、ガスストーブ、ガス温風暖房器、電池式石油給油ポンプ、サーキュレーター

備考 製造者が日本コロンビア（株）及び富士電気製造（株）の場合の同一の取り扱いをするものとする。

消費者保護協定書

川崎市（以下「甲」という。）と＜ 事業者名 ＞（以下「乙」という。）は、川崎市消費者の利益の擁護及び増進に関する条例（昭和49年川崎市条例第53号。以下「条例」という。）第20条第1項の規定に基づき、洗濯用粉石けんの安定供給について、次のとおり協定を締結する。

（協定期間）

第1条 この協定は、 年 月 日から有効とし、甲乙協議の上、特別の定めをする場合を除き、その効力を持続するものとする。

（供給体制）

第2条 乙は、乙の経営する市内の別表店舗（以下「店舗」という。）において、消費者の需要に対応できる洗濯用粉石けんの供給体制を整えるものとする。

（表示）

第3条 乙は、店舗内の見易い場所に、消費者保護協定参加店の看板を下げ、消費者が容易に判別できるよう努めなければならない。

（調査協力）

第4条 乙は、甲から消費者保護のため、条例第22条第2項に規定する消費者保護調査員をして店舗に立ち入らせ、洗濯用粉石けんの販売体制に関する調査を実施したい旨の求めがあったときは、営業に支障のない範囲で調査に協力するものとする。

（協議）

第5条 次の各号については、甲及び乙が協議のうえ定めるものとする。

- （1）この協定について疑義が生じたとき
- （2）この協定に定める事項を変更しようとするとき
- （3）この協定に定めのない事項
- （4）その他必要な事項

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙において記名押印のうえ各1通保有する。

葬儀における消費者トラブル防止に関する協定書

川崎市（以下「甲」という。）とく 事業者名 >（以下「乙」という。）は、川崎市消費者の利益の擁護及び増進に関する条例（昭和49年川崎市条例第53号。以下「条例」という。）第20条第1項の規定に基づき、乙に加盟する事業者（以下「事業者」という。）が行う葬儀の施行（以下「葬儀」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、消費者の自立の支援及び良心的な経営に努める事業者の振興を図るため、乙が事業者に対し、消費者にとって明確かつ公正な契約の締結等に努めさせることなどにより、葬儀における消費者トラブル（以下「消費者トラブル」という。）の防止を図ることを目的とする。

（乙の役割）

第2条 乙は、事業者に対して、消費者契約法、条例及びその他関係法令を遵守させ、葬儀の契約を締結するにあたり不適正な勧誘等を行わないよう指導しなければならない。

2 乙は、葬儀に関する相談窓口及び消費者からの苦情相談窓口を設置する。また、葬儀施行後、消費者からアンケート等を実施するとともに、事業者が提供するサービスについて、必要ある場合は確認・指導しなければならない。

3 乙は、事業者に対して、消費者から葬儀又は葬儀の見積りの依頼を受けた場合、見積料、出張費等が必要なときは、あらかじめその金額を消費者に説明するよう指導しなければならない。また、消費者から要請があった場合には、その見積書等を乙は精査しなければならない。

4 乙は、事業者に対して、消費者から葬儀を受注した場合には、次の各号に定めることを遵守するよう指導しなければならない。

（1）仕様書、葬儀代金の内訳が記載された見積書等を葬儀施行前に消費者に提出し、その了承を得ること。

（2）葬儀を最後まで責任を持って施行すること。

（3）葬儀の計画は、施行後に変更が生じないように、計画を立てること。なお、やむを得ない理由により葬儀計画を変更するときは、事前に変更後の見積書等を消費者に提出し、その了承を得ること。

（4）葬儀請負契約は、書面により締結すること。

（5）葬儀施行完了時には葬儀内容を消費者とともに確認した上で、葬儀施行の完了を確認する書面に消費者の記名押印を受けること。

5 乙は、定款の改正、事業者の増減等、協定の履行にとって重要な事項に変更が生じた場合には、速やかに必要書類を甲に提出しなければならない。

（甲の役割）

第3条 甲は、消費者トラブルの防止に関して、甲が新たに規制や基準を設けたとき、又は新しい情報を入手したときは、乙に対し速やかにその情報を提供するものとする。

2 甲は、各種広報媒体を活用し、この協定を市民に周知する。

（事情調査）

第4条 甲は、第2条第1項から第4項に抵触する疑いのある事業者に対して、乙に事情調査を行うことを命じることができる。

2 乙は、前項の規定により事業者に対して事情調査を行い、事業者に第2条第1項から第4項までの規定に反する行為があったと認められるときは、事業者に対して事業の改善を指導するものとする。また、乙は事情調査を行った結果を甲に速やかに書面により報告しなければならない。

3 乙は、前項の規定により事業改善の指導を事業者にした場合には、その事業者に事業改善計画書を提出させ、甲に速やかに指導報告書を提出しなければならない。

4 甲は、第3項の指導報告書が提出されない場合、又は提出後その内容が不十分である場合及び該当事業者の業務改善が認められない場合は、該当事業者に対して事情調査を行うことができる。

（協定期間）

第5条 この協定は締結日から有効とし、甲乙協議の上、特別の定めをする場合を除きその効力を持続するものとする。

（協定の解除）

第6条 甲は、次の場合において、この協定を一方的に解除することができる。

（1）乙が第4条第1項の事情調査に応じない場合

（2）第4条第4項の事情調査に事業者が応じず、かつ乙がその事業者に対して適切な処分等を指導しない場合

（3）乙が法律及び条例等の違反により行政処分を受けた場合

（4）事業者が法律及び条例等の違反により行政処分を受けても継続して加盟させている場合

（5）乙が本市条例その他法令等に反する行為をした場合

（6）行政処分等を受けた日から2年を経過しない事業者が加盟している場合

（7）乙の代表者又は役員が拘禁刑以上の刑に処せられた場合

（8）法人の代表者又は役員（法人格を持たない団体にあっては、法人の役員と同等の責任を有する者）が拘禁刑以上の刑に処せられその刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者である事業者が加盟している場合

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項、協定内容の変更に関する事項、その他必要な事項については、その都度甲乙協議の上、決定する。

消費生活で困ったことがあればご相談ください！



川崎市消費者行政センター

相談窓口電話番号 **044-200-3030**

相談時間 月～金曜日 9:00～16:00 (来所相談は 12:00～14:00 を除く)

土曜日 10:00～16:00

* 日曜日・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)を除く

* 金曜日は電話相談のみ 19:00 まで受付

* 土曜日は電話相談のみ受付

* 来所相談をご希望の方は、事前に電話でご予約ください

相談対象 川崎市内在住・在勤・在学の消費者

消費者行政センターに相談したら
どんなことをしてくれるの？

クーリング・オフの手続き方法や
消費生活関連情報等を提供します。

問題解決のための助言、
情報提供



食品や製品による事故の相談を
受け付けて、関係機関へ報告します。

購入した製品の
欠陥・事故



弁護士など、
他機関を紹介します。

多重債務問題



相談者ご自身の解決が困難な相談の場合
トラブル解決のためのあっせんを行います。

契約トラブルのあっせん



区役所での予約出張相談

区役所での出張相談をご希望の場合には、事前の電話予約により、中原区役所(金曜日)・高津区役所(水曜日)・多摩区役所(月曜日)に相談員が出張して相談をお受けします(相談時間 9:00～16:00)。前日(土・日曜日・祝日の場合は、その前の平日)の 16:00 までに、相談窓口電話番号へ予約してください。

* 出張相談の曜日は変更になる場合がありますので、最新情報はホームページ等でご確認ください。

電子メール等による相談

専用フォームから電子メール等による相談をお受けします。詳細は、川崎市消費者行政センターのホームページをご確認ください。

ホームページ

川崎市消費者行政センターの案内や消費生活相談に関する情報、イベントや講座の情報を発信している他、リーフレットなどを掲載しています。



メールマガジン

「かわさき消費生活メールマガジン」を配信しています。様々な消費生活に関する相談事例や講座、イベントの情報を配信しています。



川崎市消費者行政センター

〒210-0006 川崎市川崎区砂子 1-8-9

川崎御幸ビル 5 階

電話 044-200-3864

FAX 044-244-6099

令和8年7月発行